

石川県中央会 会報

NO.3

目 次

巻頭ゼミナール

- ◆「偽装事件になにを学ぶのか」
神戸国際大学経済学部 教授 中村智彦氏 2
- ◆「能登地震震災復興の市民活動レポート③ 土蔵修復を手掛ける」
有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野雅男氏 5

トピックス

- ◆秋の叙勲・褒章受賞の方々（会員関係）..... 7
- ◆中央会と各市商工担当課長との懇談会開催 8
- ◆下請中小企業の最近の動向について..... 9
- ◆第 59 回中小企業団体全国大会（東京都）開催される..... 12
- ◆「責任共有制度」の導入に伴う信用保証料率の改定のお知らせ 14
- ◆石川県制度金融の金利改正のお知らせ..... 16
- ◆商工中金の民営化について 18
- ◆施行規則に基づく決算関係書類の作成について 20
- ◆平成 18 年度全国中央会中小企業活路開拓調査・実現化事業実施状況について 22
- ◆製造事業所の皆様へ～平成 19 年度工業統計調査にご協力ください～..... 27
- ◆石川県最低賃金の改正のお知らせ..... 27

中央会事業だより

- ◆パソコン実務研修会開催 28
- ◆メンタルヘルス対策体制整備等に関する研修会開催..... 28
- ◆能登半島地震復興チャリティゴルフ大会開催 29
- ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催..... 30
- ◆青年経営者講習会開催..... 30
- ◆全国レディース中央会創立総会並びに
平成 19 年度レディース中央会全国フォーラム in 宮城開催される 31
- ◆事務局協議会視察研修開催 32
- ◆県内の情報連絡員報告（10 月）..... 33

中央会からのお知らせ

- ◆中小企業等協同組合会計基準（改訂版）発行のご案内..... 36
- ◆個別専門相談室開催のご案内 36

偽装事件になにを学ぶのか

(神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦氏)

相次いで発覚する偽装事件に、消費者もうんざりという感じである。その多くは、経営者の慢心が現れているように思える。また、時代の変化を読み違えてきたという指摘も多い。中小企業の経営者として、あるいは業界の関係者として、なにが、どう変わってきているのかを考えるべきなのだろうか。

1. きっかけはコンビニとの取引

「あの時に、決断していなければ、うちもどうなっていたのか。」ある食品加工メーカーの経営者は、そう話す。近代的な工場は、衛生的で、その業界では珍しいという自動化装置が稼働している。「大手コンビニメーカーから取引のお話が来て、取り組みことになったのですが、それは大変なことでした。」

取引を開始することを決めると、すぐさまコンビニ企業から担当者がやってきて、工場を検査し、あちこち、改善点を突きつけた。その指摘は、多岐に渡り、意識改革の必要まで要求された。「正直いって、私たちの業界は古い体質が当たり前で、そこまで他人に口を挟まれることはないという風潮だったのです。先代から働いてくれていた数名の職人さんは、辞表を叩きつけて辞めていきました。私も、何度となく、ふざけるなと取引などやめてしまおうかと思いましたが。」

長年勤めてきた職人も失い、後に引くこともできなくなったこの経営者は、コンビニ企業の要求にしたがって、工場の改善、近代化を進めていった。工程の自動化、衛生管理、従業員教育など、古参の従業員からは、そこまでの必要があるのかという意見もあったほど、熱心に進めた。「なんとか、コンビニメーカーさんにも認めていただいて、少しほっとした時期。ちょうど、食品の衛生問題が大々的に報道されたの

です。大口の取引先の担当者が、慌てた様子で工場にやってきて、ほっとした様子で、これなら大丈夫ですねと言ってくれたのです。その時、ああ、よかったと本当に思えました。」

ものづくりの現場では、機械化された現代でも職人の持つ「技」が大きな意味を持つことが多い。そして、それがその企業の特徴や特色になっている。しかし、一方で、旧態依然とした習慣や思い込みから脱却できず、変化する時代の中で思いもよらぬ問題を引き起こしてしまうことがある。経営者と言えども、現場からの強い反発があると、どうしても及び腰になってしまうことは理解できる。「今までの方法で何が問題でしたか?」「これまで、全く支障はなかった。」といった反論を、きちんと説得するには、経営者としての明快で、確固とした経営方針と戦略の説明が必要となる。

「なぜ、あの会社が問題になった時に、自社も問題になるんじゃないかと考えなかったのだろうか」というのが、繰り返される偽装事件の時に、率直な消費者の声だろう。もちろん、経営者も、関係者も、「あの時・・・」という後悔の念があるだろう。何かを変えようと言う時に経営者が対決するものは、実は、外にあるのではなく、「今まで・・・」という内なる声と考えではないだろうか。

2. 工場が営業をする

「工場が営業マンですわ。」京都の部品メーカーの社長は、そう言う。「中小企業のつらいところはどこですか。うちもそうですけど、営業担当者を置けないことなんですわ。うちは、とにかくお客さんに工場に来てもらう。それが一番の営業です。」若手の従業員が忙しく働く町工場。機械、工具などは整理整頓され、床もごみなど落ちていない。町工場というよりは、清

潔な研究所の工作室といった感である。多くの経営者は、新しい顧客の開拓の必要性を感じている。しかし、人員のこともあって営業活動に力を入れられない。

多くの経営者は、付加価値の高いより良い注文を取りたいと考える。しかし、「そんな、汚い工場見て、精度も高い、高額なものをそこにしようと思いませんか。逆に、ここやったら、大丈夫やと思ってもらえたら、しめたもんでしょう。」この経営者は、難しい経営手法よりも、3S、5Sが何よりも基本で、終わりはないと強調する。単純なようで、意外と難しいのが、3S、5Sの徹底である。「お客さんから、問い合わせがあって、やれ書類がない、図面がない、前に使った治具はどこや。いちいち、それを探すのに、どれくらいの時間をかけていますか？

その時間にはお金がかかってますで。」

3S、5Sの徹底は、経営の合理化、省コスト化に直結しているのだ。そして、なにより3S、5Sが疎かになれば、小さなミスや事故の元になるだけではなく、品質の低下にもつながるのだ。「なんのために、3S、5Sをやるのか経営者自身がよくわからずに、お題目のようにただ従業員に言いつけている経営者が多いようですが、それでは駄目なのですよ。従業員たちも、自分たちががんばったことで、新しい顧客が獲得できた、そういう達成感を感じさせないと。」この工場を一緒に見学した別の経営者もそう言った。最後にこの工場の経営者は、言った。「3S、5S。誰も損しません。お金もさしてかかりません。ええことばかりでっせ。」

(注：「3S」とは整理・整頓・清掃。「5S」とはこれに、清潔、躰を加えたもの。)

3. 厳しさを増す消費者の要求

「偽装、偽装と、今は、食品関係ばかりですが、やがて機械や金属などの分野にも広がるのではないかと懸念しています。」そう話すのは、

首都圏のある金属加工メーカーの経営者である。国際的に環境面などで厳しい基準が課せられるようになってきている。機械などを輸出する大手企業はその基準を満たすように製造をしているというが、実際は多くの部品や部材が下請け企業から納品されている。厳しい低コスト要求が、ピラミッドの底辺に行けば行くほど、経営を圧迫するだけではなく、要求されている基準の伝達すら行われなくなっている可能性がある。「突然、海外の納入先から、こうした物質は使用していないかと問い合わせが来たから調べろと言われても、製造工程が細分化されてしまっている状況では、即答できないのではないかと。場合によっては、使用していないはずだったものが、分析で出てくるというようなことになれば、それは偽装と判断されてしまうのではないだろうか。」

環境への意識の高まりは、エコ調達やグリーン調達といった形だけではなく、品質保証や製造工程の公開要求と言う形も、中小企業に押し寄せている。

「それがねえ、工程だけではなくて、こんなところも汚れていると、すぐ注意を受けるのでね。気をつけて、掃除をしているのですよ。」関西のある金属加工企業を訪問し、階段がずいぶん清潔に保たれていると褒めた時の経営者の返事である。取引先企業は、その企業の製品を組み込んで、機器類を製造し、海外に輸出している。その海外のユーザーが、日本まで検査員を派遣し、どういった工程で製造されているかを視察しにくるのだそうだ。従業員が劣悪な環境で勤務していないか、近隣に公害被害を出していないか、そして、工場現場が清潔に保たれているかどうか、そうした点をユーザー側が評価してくる。

先の経営者が懸念するように、年々、要求が高まる一方で、下請け中小企業の意識や現場の改善が進んでいないという問題がある。後者の経営者も、中堅規模以上では要求に対応できる

が、それ以下では今後、対応できず、廃業などを検討せざるを得ない企業も出るかもしれないと指摘した。

4. 偽装問題の背景と中小企業経営

ここまで偽装問題が立て続けに起こるのは、偶然ではないだろう。一つには、消費者がそうした問題に非常に敏感になり、監視が厳しくなっていること。もう一つには、国際的に環境問題などが大きくなっており、企業に対しても要求が強まっていることがあるだろう。ここで取り上げたように、食品関係だけの問題はなく、広く「ものづくり」全般の問題である。

この偽装問題の背後を考えた時に、中小企業経営が直面している課題のいくつかを垣間見ることができはずだ。まず、一つには、世代交代の時期を多くの企業が迎え、経営の近代化や合理化を次世代がうまく行えるかどうかという問題。今回、問題になった企業のいくつかではすでに経営者として後継者が登場しているにも関わらず、先代が暗然たる力を行使していたと思われる事例である。これは、それぞれの経営者、創業者、そして後継者が自覚と行動を行うほかない。次に、「当たり前」をいかに「当たり前ではない」ことだと全社的に意識するかである。業界では当たり前ということが、世間では通じなくなっていること。さらには、それが経営に致命的な打撃を与える可能性があるということを認識する必要がある。これらに関しては、業界団体、協同組合などで研究会や勉強会、講習会あるいは新たな基準作りなど自主的な行動を行うべき点である。

最後に、国内に止まらない広がりを認識し、いち早く他の先進国などの動きを捉えていく必要がある。欧米諸国では食品製造などには非常に厳しい規制が定められており、東南アジア諸国ではこれらにクリアするだけの基準を持った工場や生産工程の管理が進んでいると言う。ある専門家は、こうした基準は、すでに日本を超

えており、先進国の中で、日本は遅れを取っていると指摘している。個々の企業、経営者の努力も不可欠であるが、組合、中央会などを通じて、最新の情報を収集、共有することも重要である。偽装問題の連続は、中小企業にとって、経営者にとって、決して無関係のことではない。もう一度、自社の経営を見直す良い機会とすべきである。



中村 智彦
(なかむら ともひこ)

【常勤】
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】2007年度
日本福祉大学経済学部 専門演習・卒業論文指導
関西大学商学部「中小企業論」

【研究調査のテーマ】
・中小企業論
(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など。)

・地域経済論
(製造業、商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など。)
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

【生年】
1964年 東京都町田市生まれ

【経歴】
1988年 上智大学文学部国文学科卒業
1996年 名古屋大学大学院
国際開発研究科
修士課程
国際協力専攻修了
1999年 名古屋大学大学院
国際開発研究科
博士課程
国際協力専攻修了
1999年 博士号(学術・名古屋大学)取得

【職歴】
1988年-1991年
Thai Airways International Co.,Ltd 日本支社勤務
1991年-1994年
株式会社 PHP 総合研究所勤務
[1992-1993年 シンガポール支社駐在]
1996年-2001年
大阪府立産業開発研究所 経済調査部国際調査室勤務
2001年-2007年
日本福祉大学経済学部 助教授
2007年
神戸国際大学経済学部 教授

【その他】
2003-2005 NHKテレビ『21世紀ビジネス塾』ゲスト講師
2005- 静岡放送ラジオ『とれたてラジオ』ゲスト講師
2006.4 日本テレビ『世界一受けたい授業』ゲスト講師

【最近の仕事に関しては】 → <http://blog.kansai.com/stroller/7>

【ネット上でご覧いただける報告書は】 → <http://blog.kansai.com/stroller/8>

能登地震震災復興の市民活動レポート③

土蔵修復を手掛ける

(有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野 雅男氏)

1. NPO 法人を設立

地震発生からちょうど半年が経った10月24日に、私たちの活動組織が法人化されました。これまでの土蔵修復支援活動実行委員会から、特定非営利活動法人輪島土蔵文化研究会に名称が変わりました。法人格を持つことにより、社会的な信用性を高めるだけでなく、国などへの活動支援を要請しやすくしたり、助成団体からの助成金申請の際の印象を良くしたりすることも期待しています。法人となった今、これまでの活動を振り返るとともに、夏以降に繰り広げられた修復事業を報告します。

2. 被災した土蔵を「ゴミ処分」から救う

私たちは、なぜ土蔵に焦点をあてているのか、それを明確にすることが、活動をこれからも継続していくために必要不可欠だと思います。

3月25日に発生した能登半島地震で、輪島市内の建造物は大きな被害を受けました。皮肉なことに、この地震で街の通りに面していない所に土蔵が数多く存在していることを知らされました。「土蔵は地震には弱かったんだ」という市民の声が今も耳に残っています。

被災者への行政からの生活再建支援策は住宅の修理に限定されています。したがって、住宅以外の土蔵については解体し撤去することを無償で行ってもらえるだけです。つまり損壊した土蔵は、「ゴミ」として処分してもらえますが、その修復には支援が一切出ません。被災者は、これからの生活を立て直すためにどれだけ経済的な負担があるのだろうと不安ですし、精神的な打撃も小さくありませんから、じっくりと将来を見据えて考える余裕がありません。ですから、住宅の再建を第一に考え、「お荷物」となった土蔵については、市役所に解体申請を提出して、早々に更地にしていきました。

「輪島に土蔵が無くなってしまおう」という危機感を募らせたある市民がメールでメッセージを発信しました。それが、関西の左官職人や研究者らに届き、地震発生から3週間後の専門家による実態調査に結びつきました。

3. 地震に耐えるための技術改善

土の粘性が低く、乾燥する前に塗り重ねられたためか縄が蒸れて本来の力が無くなっている、間渡し竹が入ってない、樽巻きがないなど縄の量がかなり少ない、敷地の地下水位が高く排水処理が不十分で湿気が多く、かつ水害にも遭っていることなどが今回の土蔵の被害を大きくした原因だと突きとめられました。多少の傾きや腐食はあるのですが、構造体はしっかりしていますので充分修復は可能です。

『天然の漆を人工的ではなく、壁土を通して湿度や温度を調節したい』（塗師屋大崎四郎談）。『お酒はやっぱり土蔵で醸造させたい』（白藤酒造白藤妙子談）。そのような声に応えたい。輪島土蔵文化研究会は、土蔵の中で輪島塗を仕上げる塗師屋や酒を仕込む造り酒屋が、土蔵にこだわって生業を再建しようとする場合に、技術と労働力を提供することで支援することにしました。

上記の技術的な問題点を改善することは必要ですが、さらに、土蔵が鞘屋根や家屋で囲まれているという物理的な条件とか、漆器の上塗りの仕事を一刻も早く再開しなければならないという工期の制約などへの対応が必要になってきます。今夏に3棟の土蔵について修復を手掛けることにしました。左官職人久住章氏がそれぞれの土蔵の条件を克服しつつ、従来の工法を進化させて耐震性をはるかに高めた工法を提案くださり、7月中旬に現場で左官職人らと確認しあいました。

大工邸の土蔵は割竹を密に編み込み真壁で仕上げる工法、大崎邸の土蔵は丸竹で小舞をかく従来の工法に近いもの、古窪邸の土蔵は剥離した約2メートルの高さの壁を日干し煉瓦で部分的に修復する工法を用いることにしました。このように3つの異なる修復事例を作ることで、損壊したままの土蔵を所有している市民の方々に提示して、今後の修復の参考にしてもらいたいという意図があります。

4. 夏・秋の修復ワークショップ

畳1枚あまりの大きさの土壁を作ってみるワークショップを行いながら、必要な材料の調達や小舞かき、手打ち、日干し煉瓦づくりなどの作業手順を確認しました。7月下旬からはいよいよ現場です。まず土壁の材料として、土蔵に適している土を輪島市内数カ所から採取して適合性を確認し、土を捏ねるためのプールに約30トンの土をダンプで運び込みました。さらに、竹釘を鉋で千本あまり削り出しましたし、処分場へ持ち込まれた古畳を譲り受けて、そこから藁すき1トンあまりを取り出して準備は整いました。

8月18日からの2週間



01 竹と縄で丈夫な小舞を搔く



02 泥団子を作り現場ヘリレー

は総力戦となりました。左官職人約30人、大学生や市民らのボランティア約70人が合宿生活を送り、多いときで1日約50人が力を合わせて土壁づくりに取り組みました。大工邸の土蔵（左官職人小林隆男監修）と大崎邸の土蔵（左官職人竹本茂之監修）では約1週間かけて竹小舞をかきました。前者は土をバケツリレーして左官職人6人が「荒壁」を塗りつけ半日で終わりました。後者は泥団子を手渡し、「手打ち」を2日間掛けて行いました。古窪邸の土蔵（左官職人人見正美監修）は、まず修復する部分の壁土を撤去した後で、煉瓦の積み方や貫との接合について検討しました。

9月も修復作業を継続し、大工邸の土蔵は「裏返し」を終えて、来春までに「中塗り」と「仕上げ」を行う予定です。大崎邸の土蔵は8月に残された3分の1の壁面の「小舞かきと手打ち」を終え、来春以降に「荒壁」、「裏返し」、「樽巻き」を行います。古窪邸の土蔵は日干し煉瓦を少しずつ積み重ねていき、「仕上げ」を残してほぼ完了しました。『参加者の魂が宿った土蔵になった、土蔵が喜んだら』(小林隆男談)



03 運ばれた泥団子をつづける「手打ち」 04 竹小舞に土を塗り込める



05 土を脚で踏んで
捏ね煉瓦づくり

06 日干し煉瓦を
積み上げて修復

5. 来年への下準備

研究会では、それらの土蔵修復以外に、3軒から遊休化している土蔵4棟を10年間無償で借り受けています。来年以降、それらの土蔵の再生利用を図っていく予定です。そのため、来春までに、どのように利用するか、それに相応しい空間のデザインはどうあるべきかを協議しなければなりません。建築系の大学生らと設計ワークショップを開きながら設計を確定し、その後数年掛けて順次改修工事を行っていく予定です。

もうひとつ重要な準備があります。それは、活動資金を確保することです。先に述べましたように、公的な支援や助成財団への申請をするだけでなく、もっと

大きな資金を得なければ、計画は水泡に帰してしまいます。そこで、私たちは【土蔵債券】を考え出しました。市民から広く活動資金を募る市民債券からヒントを得ています。一口5万円の出資金を募ります。その出資金を修復資金のタシにして土蔵を直します。修復が終わった土蔵で輪島塗が仕上げられ、お酒が醸造されます。土蔵の中で作られた輪島塗なりお酒なりを5万円分出資者にプレゼントとしてお返しするというものです。出資者は、拠出した金額と同額の土蔵ブランドが手に入りますからとても嬉しいはずですが、土蔵所有者は、品物の原価と送料を差し引いた金額（半額程度）が土蔵修復に充てられるので助かりますし、品物を捌くことができたり、新たな顧客を開拓したりするチャンスにもなります。双方が笑顔になるプロジェクトです。総額2千万円の土蔵債券計画、果たしてどうなりますか・・・

土蔵修復活動 今後のスケジュールとボランティア募集

2008年 大崎邸の土蔵

3月22日(土) 23日(日) 裏返し
5月3日(土)～6日(祝) 荒壁
8月16日(土) 17日(日) 樽巻き・縦
9月13日(土)～15日(祝) 樽巻き・横

◇活動拠点 石川県輪島市河井町4-66-1「あての家」
tel 0768-22-2848

wajimakenchiku@wave.plala.or.jp

◇ブログ <http://wajimareno.exblog.jp/>



水野 雅男
(みずの まさお)

【出生】

1959年4月21日
白山市(旧松任市)生まれ

【学歴/経歴】

- ・1975年4月～1978年3月
石川県立金沢泉丘高等学校
理数科
- ・1978年4月～1983年3月
東京工業大学 工学部 社会工学科

- ・1983年4月～1985年3月
東京工業大学 理工学研究科 社会学専攻
- ・1985年4月～1989年4月
社団法人 地域振興研究所 研究員
- ・1989年5月～1990年3月
東京工業大学 社会工学科 研究生
- ・1990年4月～1993年7月
株式会社 地域開発研究所 研究員
- ・1993年8月
有限会社 水野雅男地域計画事務所 設立

【資格等】

技術士(建築部門1993年3月)
中心市街地活性化商業活性化アドバイザー
石川県地域づくり推進協会コーディネーター
金沢大学非常勤講師

【主要な委員】

金沢市協働をすすめる市民会議委員(05-06年度)
富山県新総合計画「県土づくり研究会」委員(05年6-9月)
金沢市市街地活性化推進委員会委員(03-04年度)
松任市総合開発審議会委員(97-98年度)
石川県新長期構想検討百人委員会委員(94-95年度)

秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成19年秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会関係では、次の方々はその榮譽に輝かれています。心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

（順不同）

旭日双光章

宮下正二氏（71歳）

功績：中小企業振興功労

現 石川県建設業協会理事
現 石川県総合建設業協同組合理事
現 門前建設業協同組合理事
輪島市

安原利郎氏（79歳）

功績：生活衛生功労

現 石川県食品衛生協会連合会副会長
元 石川県製麺工業協同組合理事長
金沢市

徳久梯次郎氏（83歳）

功績：医療福祉功労

元 石川県医師協同組合理事
元 能美郡医師会会長
能美市

瑞宝単光章

下村義明氏（75歳）

功績：伝統工芸業務功労

現 協同組合加賀友禅染色団地理事長
現 協同組合加賀染振興協会副理事長
金沢市

黄綬褒章

穂田竹男氏（60歳）

功績：業務精励（製造業）

現 石川県機器板金協同組合理事長
現 旭丘団地協同組合理事長
現 石川県中小企業団体中央会理事
金沢市

葛巻久一郎氏（84歳）

功績：業務精励（製造業）

現 石川県内装営繕協同組合理事長
金沢市

橋本俊映氏（72歳）

功績：業務精励（建設業）

現 石川県建設業協会常任理事
現 石川県総合建設業協同組合理事
現 小松能美建設業協同組合理事長
小松市

中央会と各市商工担当課長との懇談会開催

地域と中小企業の活性化を目指すべく、10月30日と11月8日に能登地区2ヶ所と加賀地区2ヶ所において中央会と市の商工担当課長との意見交換会を開催しました。

懇談会は、これまで毎年全市が集まり行ってきましたが、今回はより密度の濃い情報交換を行うために開催方法を変更して実施しました。

まず、本会から地場産品のブランド化を支援する事業など重点事業の説明の後、意見交換が行われ、地域産業の弱体化が地域経済や雇用等に大きな影響を与えている今日、農林水産物や伝統的技術などの地域資源を活用した商品開発・サービスの提供に取り組むことが大切であり、地元自治体と中央会及び中小企業組合が相互に連携していくことが確認されるなど、活発な意見交換がなされました。

◆ 10月30日（火）

午 前：輪島市、珠洲市との懇談会（於 能登空港内 石川県生涯学習センター）

午 後：七尾市、羽咋市、かほく市との懇談会（於 羽咋市商工会館）

◆ 11月8日（木）

午 前：白山市、能美市との懇談会（於 グランドホテル松任）

午 後：小松市、加賀市との懇談会（於 小松グランドホテル）



輪島市、珠洲市との懇談会



七尾市、羽咋市、かほく市との懇談会



白山市、能美市との懇談会



小松市、加賀市との懇談会

下請中小企業の最近の動向について

全国中小企業団体中央会から、9月11日、「下請中小企業の最近の動向—主要下請業種団体へのヒアリング等調査結果—」の公表がありましたので、結果のポイントについてお知らせいたします。

同調査は、下請中小企業の最近の動向等を把握するため、本年7月中旬から8月中旬にかけて全国中央会会員である中小企業組合をはじめとする主要な下請業種団体に書面調査及びヒアリング調査を実施しました。

同調査結果から、昨今の原材料等の高騰化において、親企業の対応は厳しく価格転嫁も進まず、景気回復感が後退しているなど、下請中小企業にとって、原材料等の高騰の影響が大きいことがうかがえます。

なお、調査結果の詳細については、次のサイトをご覧ください。

「下請中小企業の最近の動向—主要下請業種団体へのヒアリング等調査結果—」

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/0709shitauke.pdf>

【調査結果のポイント】

①下請中小企業の最近の動向

〈ポイント〉依然単価は厳しく、原材料高騰から採算好転せず。

景況感は、「好転した」業界は1業界（前は4業界）、「横這い」が5業界（前は4業界）、「悪化した」業界は4業界（前は1業界）となった。

受注量は、「増加した」と回答した業界は3業界（前は5業界）であったが（「減少」は3業界：前は0業界）、単価について「上昇した」とする業界は1業界のみで、3業界が「下落した」と回答した。採算についても「好転した」とする業界はなく、非常に厳しい状況。

②今後（3ヶ月後）の見通し

〈ポイント〉受注量は悪化を予測、単価改善が進まず、採算・資金繰りは依然厳しい。

3ヵ月後の景況見通しは、「悪化」を予測する業界が3業界、「横這い」が7業界、「好転」はなかった。（前は、「悪化」を予測する業界は1業界で、「好転」予測する業界が1業界あった。）

今後3ヵ月で、受注量の「増加」を予測する業界はなく（前は1業界）、「減少」を予測する業界は2業界（前は1業界）。単価については3業界が「下落」を予測。採算については5業界が「悪化」を予測。単価及び採算について、「上昇」あるいは「好転」を予測する業界はなかった。

③原材料等の価格上昇の影響

〈ポイント〉 親企業の対応は厳しく、価格転嫁の姿勢に応じる姿勢はあるが、一部に止まっている。

原材料価格の上昇幅は「10%未満」はゼロ、「10～30%未満」が7業界、「30～50%未満」が1業界、「50%以上」が1業界。原材料等の資材価格の上昇基調が持続しており、その上昇幅も前回の調査を上回る。

具体的影響は「採算の悪化」が8業界、「資金繰りの悪化」が2業界であった（複数回答あり）。

価格転嫁がどの程度できているかについては、「全くできていない」が1業界、「20%未満」が5業界、「20～40%未満」が1業界、「80～100%未満」が1業界であった。

親企業の対応状況については、「価格転嫁に応じる姿勢はあるが、一部に止まっている」が6業界（前回4業界）と前回調査では「価格転嫁に応じる姿勢は見られない」が2業界、「価格転嫁の交渉にも応じてくれない」も1業界あったが、下請法やガイドラインの普及等から改善傾向が見受けられる。

④景気回復の実感

〈ポイント〉 景気回復感、原材料値上りによる価格転嫁が進まず後退。

景気回復の実感が「ある」と答えたのは2業界（前は6業界）と大きく減少。受注量が増加している業界もあるが、殆どは原材料等の資材費上昇分が納品単価に反映されず、採算・資金繰りは窮屈になっっており、前回より大きく後退した。

⑤設備投資の見通し

〈ポイント〉 設備投資は業種によりバラツキがあるが、全体としては横這い見込み（業界要因による無回答1業界）。

設備投資の見通しについては、「増加」が1業界（前回2業界）、「横這い」が5業界（前回6業界）で、「減少」は3業界（前回1業界）であった。

「横這い」は、先行きに対する不透明感から設備投資に慎重になっているもの。「増加」は、需要増加に対応する設備の更新（代替）が増えており、増産対応への投資をする企業も増えつつある。

⑥最近の親企業の動向

〈ポイント〉 コストダウン要請が前回同様、最も顕著。下請の選別・集約化は増加。

「コストダウン要請」は7業界（前は6業界）で、依然として親企業の動きとして最も顕著。「下請企業の選別・集約化」が6業界で、前回（5業界）対比1業界増加した。また、系列外か

らの部品調達」が5業界と多い。今回特徴的なのは、前回1業界であった「電子商取引の進展」が3業界と、2業界増加した点である。

⑦下請中小企業の対応策

〈ポイント〉新規受注先の開拓と高付加価値製品開発が顕著。

「高付加価値製品開発」（6業界：前回5業界）は、前回同様多くの業界で実施されている。「親企業依存度引下げ」（5業界：前回4業界）も、顕著な動き。今回特徴的なのは、前回4業界であった「新規受注先の開拓」が今回8業界と大きく増加したこと。「経費削減」「親企業依存度の引下げ」も5業界が実施。

⑧下請中小企業が目指す方向とその対応策

〈ポイント〉3業界が脱下請企業を志向、3業界が下請企業としての生き残りを志向。

「脱下請企業を志向する」と回答した業界は3業界（前回4業界）と減少、「下請企業としての生き残りを志向」と回答した業界が4業界（前回1業界）と増加、両方を志向すると回答した業界が3業界（前回も3業界）であった。

対応策として「脱下請企業を志向する」と回答した業界では、「親企業への依存度の引下げ」「新規受注先の開拓」を挙げた業界（ともに4業界）が最も多く、次いで、「新製品の開発」を挙げた業界（3業界）が多かった。

「下請企業としての生き残りを志向」と回答した業界では、「技術革新に取り組む」が5業界と最も多く、次いで「さらに合理化・省力化を図る」が4業界、「親企業との情報の情報共有化」「親企業との関係強化」がともに3業界と多かった。

⑨下請代金支払遅延等防止法について

〈コメント要旨〉業法によっては下請法適用対象外となることから、適用の適正化に向けた対応が必要。

⑩最近の円相場・株価・原油高騰の影響

〈ポイント〉原油高騰は収益圧迫要因

原油高騰については物流費・副資材等コストに影響あり、大きな収益圧迫要因となっている。

⑪下請代金支払遅延等防止法に関する要望等

〈コメント要旨〉法令遵守ガイドライン等の策定を通して、更なる適正化に向けた指導監督の強化を望む。

第59回中小企業団体全国大会(東京都)開催される



全国中央会と都道府県中央会の主催による、第59回中小企業団体全国大会が、去る平成19年10月25日(木)に、「連携、創造、発展」をキャッチフレーズに国技館(東京都墨田区)において開催されました。

59回大会では、わが国の経済が激変する中で、経済の活性化や地域経済再生の担い手である中小企業の大いなる発展と連携の絆を広げ、連携組織をより強固にするため、全国から中小企業団体の代表者2,600名が参集し、石川県からは、五嶋耕太郎中央会会長をはじめ

17名の方々の参加を戴きました。ご参加戴いた皆様には、改めて厚くお礼を申し上げます。

当日の大会には、来賓として、甘利明経済産業大臣をはじめ伊藤涉厚生労働大臣政務官、中尾昭弘農林水産省総合食料局次長、中野正志経済産業副大臣、岩井良行中小企業庁次長、長尾尚人中小企業庁経営支援部長、江崎格商工中金理事長、横田捷宏中小企業金融公庫副総裁、山本繁国民生活金融公庫理事、鈴木孝男(独法)中小企業基盤整備機構理事長、樋爪龍太郎(独法)勤労者退職金共済機構理事長、岡田明久(独法)雇用・能力開発機構理事長、花澤秋雄(財)全国中小企業取引振興協会専務理事、江口浩一郎(社)全国信用保証協会連合会専務理事、他各関係機関代表多数のご臨席を得、福田康夫内閣総理大臣のメッセージが読み上げられたほか、各政党を代表して、自由民主党・今井宏商工・中小企業関係団体委員長、公明党・斉藤鉄夫政務調査会長、民主党・直嶋正行政策調査会長からご挨拶をいただきました。

なお、大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰があり、優良組合33組合、組合功労者70名、中央会優秀専従者30名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の2名の方が表彰されました。

- ・高林 健一(北陸鉄工協同組合 理事長)
- ・西川 次雄(石川県テントシート工業組合 理事長)

あらためて表彰されたお二人に対し、お祝いを申し上げます。

また、五嶋会長及び佐藤功新潟県中央会会長より、両県の震災における義援金等についてのお礼が述べられた。

なお、次回の第60回中小企業団体全国大会は、宮城県において開催されることとなり、盛会の中、閉会しました。



左から西川氏、高林氏

第59回中小企業団体全国大会 決議事項

我が国企業の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を支え、製造業出荷額の5割超、卸売業販売額の6割超、小売業販売額の7割超のウエイトを占めており、まさに我が国経済社会の活力の源、国の礎である。

大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、格差拡大を実感している中小企業が多数に上がっている。

景気回復の効果を中小企業に広く及ぼし、中小企業が自立的・持続的な成長を目指すことができるよう、政府は積極的な経済対策及び総合的な中小企業支援策を大胆、かつ、積極的に展開することが必要である。中小企業の発展なくして我が国全体の成長はない。

政府は、全国430万中小企業が、企業家精神を大いに発揮し、生き生きと経営に励むことができるよう、中小企業政策が国の最重要課題であることを再認識し、本大会が決議した下記事項を早急に実現すべきである。

記

I. 生産性向上を目指して頑張る中小企業に対する支援

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善
2. 中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充
3. 中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開

II. 公正な競争環境の整備

1. 不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保
2. 下請取引の適正化の推進
3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

III. 持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充
2. 中小企業金融対策の拡充
3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化
4. 中小流通業・サービス業振興対策の充実
5. 持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策
(環境・リサイクル対策支援、災害復旧・復興対策、中小企業BCP策定対策)



五嶋会長



大会風景

「責任共有制度」の導入に伴う信用保証料率の改定のお知らせ

平成19年10月1日より、金融機関と信用保証協会とが責任を共有する「責任共有制度」が導入されます。これは、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的としています。

この制度が導入されるに伴い責任共有制度の対象となる信用保証協会の保証の信用保証料率は、部分保証方式、負担金方式ともに保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率（以下「責任共有保証料率」という。）で表示することに変更されますのでお知らせします。

参考：責任共有制度について

①責任共有制度の概要

中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が保証人となる保証付き融資については、現在、原則として、融資額の100%を信用保証協会が保証していますが、平成19年10月からは、一部の融資を除き、金融機関が信用リスクの2割相当を負担することになります。金融機関は、「部分保証方式」か、この方式と同等の「負担金方式」のいずれかの方式を選択し、責任を共有することになります。

②責任共有制度の対象とならない保証

円滑な制度導入の観点から、小口零細企業保証制度や経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号、災害関係保険に係る保証等の保証制度については、当分の間、100%保証が維持されます。東京都では、小口零細企業保証制度に沿った制度融資メニューとして、「小口資金融資」を設ける予定です。

※小口零細企業保証制度とは

従業員数が、製造業とは20人以下、卸・小売・サービス業は5人以下の会社および個人等を対象とした全国統一の保証制度で、本融資を含めた保証付き融資残高が1,250万円以下であれば、100%保証となります。

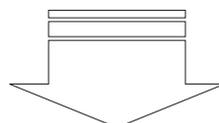
1. 保証料率の改定内容

(1) 基準料率

【現行】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証をさします。



【改定】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

※「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。

※「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」または「保証料」とします。

※特定社債保証における「保証委託ならびに共同保証契約書」の「手数料に関する表示」欄に表示する料率については、保証委託額に対する率（責任共有保証料率を80%で割り戻した料率）を表示することとします。

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証をさします。

(2) 定性要因の加味（割引料率の適用）

有担保保証割引並びに中小企業会計割引（会計参与設置会社含む）については、現行と変更ありません。

責任共有保証についても、責任共有保証料率から現行と同率の割引を行うこととします。

(3) 全国統一保証

国若しくは（社）全国信用保証協会連合会で規定された料率に改定するものです。

(4) 県制度保証

県制度保証の保証料率については、業況の厳しい企業にとって過度の負担とならないよう配慮し、制度毎に次の保証料率体系とします。

① 県制度保証に係る責任共有保証料率体系表（無担保の場合）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有体系1	1.43	1.32	1.17	1.01	0.90	0.83	0.68	0.52	0.41
責任共有体系2	1.35	1.24	1.09	0.93	0.82	0.75	0.60	0.44	0.33
責任共有体系3	1.19	1.08	0.93	0.77	0.66	0.59	0.44	0.28	0.13

※責任共有対象外の県制度保証については、現行と変更ありません。

※担保の提供がある場合は、上記表の個々の保証料率から0.03%の割引を適用します。

② 「中小企業再生・事業転換支援保証制度」の責任共有保証料率

県制度保証のうち、県の制度融資に該当しない「中小企業再生・事業転換支援保証制度」で責任共有保証となる場合の保証料率については、「責任共有保証料率」の各区分から0.09%を引き下げた保証料率体系とし、担保の提供がある場合は、さらに0.03%の割引を適用します。

2. 各保証制度の保証料率

石川県信用保証協会 企画部企画課（076-222-1511）までお問い合わせ下さい。

3. 施行期日

平成19年10月1日以降の保証申込受付分より適用します。

なお、追認保証（追認小口保証）については、平成19年10月1日以降融資実行分より適用します。

石川県制度金融の金利改正のお知らせ

この度、石川県の制度金融の金利につきまして、信用補完制度に係る責任共有制度の導入に対応し、平成19年10月1日より制度金融の金利を次のとおり改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

◆制度金融金利一覧(平成19年10月1日より前の保証協会申込受付分:平成19年10月1日実施)

事業名	現 行 (A)						
	融資利率	協調利率	協調倍率				
構造改革支援融資資金	地域商工業活性化融資	一般分	付保	2.45%	2.75%	6.88	
			変動	1.95%			
			産学・産業間連携支援分、子育て支援分	付保	2.25%	2.75%	4.58
				変動	1.75%		
			商業振興分	付保	2.25%	2.75%	4.58
				変動	1.75%		
		企業活性化支援分	付保	2.45%	2.55%	7.29	
			変動	1.95%			
	経営革新等支援融資	経営革新分、海外展開企業支援分、情報技術活用支援分	付保	2.25%	2.75%	4.58	
			変動	1.75%			
			変動付保	1.95%	2.375%	4.52	
		経営革新小規模企業分	付保	2.15%	2.75%	3.93	
変動			1.65%				
変動付保			1.85%	2.375%	3.80		
事業転換支援融資		付保	2.25%	2.75%	4.58		
		変動	1.75%				
		変動付保	1.95%	2.375%	4.52		
			1.45%				
創業者支援融資	一般分		2.35%	2.55%	12.75		
			2.05%	2.55%	5.10		
経営安定支援融資資金	小口零細融資	一般分					
			創業者支援分				
	小口融資	一般分		2.35%	2.55%	12.75	
			特利分	2.35%	2.55%	12.75	
			当座貸越分	2.15%	2.375%	10.56	
			季節分	2.15%	2.375%	10.56	
	経営安定支援融資	一般分・特別分(一般保証利用分)	付保	2.25%	2.55%	4.64	
				1.75%			
		一般分・特別分(SN保証利用分)		2.25%	2.55%	4.64	
				1.75%			
		再生支援分		1.75%	2.55%	3.19	
				2.50%	2.55%	51.00	
		資金繰り支援分(SN⑦⑧利用分)	変動	2.15%	2.375%	10.56	
				2.50%	2.55%	51.00	
	資金繰り支援分(SN①～⑥利用分)	変動	2.15%	2.375%	10.56		
			2.15%	2.375%	10.56		
	連鎖倒産防止・災害対策融資	一般保証利用分		2.25%	2.55%	8.50	
				2.25%	2.55%	8.50	
能登半島地震対策融資	復旧支援分(一般・特別)(一般保証利用分)	固定:10年	1.00%	2.75%	1.57		
		変動:15年	1.65%	2.375%	3.28		
	復旧支援分(一般・特別)(SN保証・災害保証利用)	固定:10年	1.00%	2.75%	1.57		
		変動:15年	1.65%	2.375%	3.28		
	復興支援分(一般・特別)(一般保証利用分)	固定:7年	1.00%	2.55%	1.65		
		変動:10年	1.65%	2.375%	3.28		
	復興支援分(一般・特別)(SN災害保証利用)	固定:7年	1.00%	2.55%	1.65		
		変動:10年	1.65%	2.375%	3.28		
企業立地促進融資		2.25%	2.75%	5.50			
		変動	1.95%	2.375%	5.59		
バリアフリー施設整備促進融資		1.00%	2.75%	1.57			
観光施設整備資金		2.45%	2.75%	9.17			
民宿整備資金		2.25%	2.75%	5.50			
(参考)環境保全資金	一般	2.25%	2.75%	5.50			
	特利	2.25%	2.75%	5.50			
産業廃棄物処理施設整備資金		2.25%	2.75%	5.50			

基準金利		旧	新
長期プライムレート(不変)		2.45%	2.45%
金利①		2.25%	2.25%
金利②		2.35%	2.35%
金利③		2.45%	2.45%
短プラ		2.375%	2.375%

※今回の金利改正は、責任共有制度の導入に伴うものであり、基準金利の変動は無い。

(単位: 年利%)

改 正 (B)			変 動 幅 (B) - (A)			備 考
融資利率	協調利率	協調倍率	融資利率	協調利率	協調倍率	
2.45%	2.75%	6.88	0.00%	0.00%	0.00	③
1.95%			0.00%			
2.15%	2.375%	7.31	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.65%			0.00%			
2.25%	2.75%	4.58	0.00%	0.00%	0.00	①
1.75%			0.00%			
1.95%	2.375%	4.52	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.45%			0.00%			
2.25%	2.75%	4.58	0.00%	0.00%	0.00	①
1.75%			0.00%			
1.95%	2.375%	4.52	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.45%			0.00%			
2.45%	2.55%	7.29	0.00%	0.00%	0.00	③
1.95%			0.00%			
2.25%	2.75%	4.58	0.00%	0.00%	0.00	①
1.75%			0.00%			
1.95%	2.375%	4.52	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.45%			0.00%			
2.15%	2.75%	3.93	0.00%	0.00%	0.00	① - 0.1
1.65%			0.00%			
1.85%	2.375%	3.80	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.35%			0.00%			
2.25%	2.75%	4.58	0.00%	0.00%	0.00	①
1.75%			0.00%			
1.95%	2.375%	4.52	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.45%			0.00%			
2.35%	2.55%	12.75	0.00%	0.00%	0.00	① + 0.1
2.05%	2.55%	5.10	0.00%	0.00%	0.00	(① + 0.1) - 0.3
2.35%	2.55%	12.75	0.00%	0.00%	0.00	②
2.35%	2.55%	12.75	0.00%	0.00%	0.00	②
2.15%	2.375%	10.56	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
2.15%	2.375%	10.56	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
2.25%	2.55%	4.64	0.00%	0.00%	0.00	
1.75%			0.00%			
2.25%	2.55%	4.64	0.00%	0.00%	0.00	
1.75%			0.00%			
1.75%	2.55%	3.19	0.00%	0.00%	0.00	
2.50%	2.55%	51.00	0.00%	0.00%	0.00	
2.15%	2.375%	10.56	0.00%	0.00%	0.00	
2.50%	2.55%	51.00	0.00%	0.00%	0.00	② + 0.15
2.15%	2.375%	10.56	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
2.25%	2.55%	8.50	0.00%	0.00%	0.00	
2.25%	2.55%	8.50	0.00%	0.00%	0.00	
1.00%	2.75%	1.57	0.00%	0.00%	0.00	地震対応の固定利率 1.0%
1.65%	2.375%	3.28	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.00%	2.75%	1.57	0.00%	0.00%	0.00	
1.65%	2.375%	3.28	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.00%	2.55%	1.65	0.00%	0.00%	0.00	
1.65%	2.375%	3.28	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.00%	2.55%	1.65	0.00%	0.00%	0.00	地震対応の固定利率 1.0%
1.65%	2.375%	3.28	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
2.25%	2.75%	5.50	0.00%	0.00%	0.00	①
1.95%	2.375%	5.59	0.00%	0.00%	0.00	短プラ連動
1.00%	2.75%	1.57	0.00%	0.00%	0.00	バリアフリー 融資利率 1.0%
2.45%	2.75%	9.17	0.00%	0.00%	0.00	③
2.25%	2.75%	5.50	0.00%	0.00%	0.00	①
2.25%	2.75%	5.50	0.00%	0.00%	0.00	①
2.25%	2.75%	5.50	0.00%	0.00%	0.00	
2.25%	2.75%	5.50	0.00%	0.00%	0.00	

商工中金の民営化について

株式会社商工組合中央金庫法が平成19年5月25日に成立し、同年6月1日に公布されました。新商工中金法に基づき、現在の商工中金は、平成20年10月に協同組織から特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）へと組織転換します。

民営化について皆様のご質問にお答えします

1 商工中金の民営化について

Q1 商工中金はなぜ民営化するのですか？

A1 商工中金は、「簡素で効率的な政府」を実現する行政改革の趣旨のもと、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくという政策金融改革の一環として民営化されます。

Q2 民営化はどのようなスケジュールで進められるのですか？

A2 商工中金は、平成20年10月1日に株式会社商工組合中央金庫法（新商工中金法）に基づく特殊会社として株式会社に移行します。その後おおむね5年から7年後を目途として、政府保有株式の全部が処分され、完全民営化することになっています。

Q3 民営化によってどのようなメリットがありますか？

A3 より多様なサービスをより効率的に提供することが可能になります。

2 メンバーシップ制について

Q1 メンバーシップ制は維持されるのですか？

A1 これまでの「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」としての性格が維持されるよう以下の措置を講じています。

- (1) 株主資格の制限：中小企業団体及びその構成員に限定。
- (2) 主たる貸付先の制限：株主である中小企業団体及びその構成員に限定。

3 中小企業への融資

①提供されるサービス

Q1 中小企業等への融資は、今後もしっかりと行われますか？

A1 今後とも中小企業等への融資が円滑に行われるよう以下の措置を講じています。

(1) 法人の目的

新商工中金の目的は、現在と同じく、中小企業団体及びその構成員に対する金融円滑化とすることを規定しています。

(2) 財政基盤の確保等

中小企業等への融資が円滑に行われるよう、財政基盤を確保するための措置等を講じています。

Q2 新たに提供されるサービスはありますか？

A2 民間金融機関に認められている範囲内で、以下のような事項を認めることとしました。

- (1) 従たる貸出しの対象拡大（メンバー内の国内子会社、メンバーの事業を承継する者等）
- (2) 預金資格制限の撤廃
- (3) 子会社の保有

こうした措置により、メンバーの方にとっては、様々な経営ニーズについて、また、メンバーでない方にとっては、新商工中金への預金の預け入れが可能となります。

②円滑な資金調達の確保

Q1 中小企業向け金融に必要な資金調達は十分に行えますか？

A1 多様な資金調達基盤を確立するため、預金について、資格制限を撤廃しました。また、商工債（ワリシヨ一、リッシヨ一等）も従来通り発行できます。加えて、政府出資のかかなりの部分が特別準備金化される等の財務基盤を確保するための措置により信用力の維持・向上が図られており、資金調達が行われると考えています。なお、平成20年10月以降、新商工中金は預金保険法の適用を受けることとなります。

Q2 政府からの出資はどうなるのですか？

A2 政府出資のかかなりの部分が特別準備金となります。残りは株式となります。政府保有の株式については、株式会社化のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分することとしています。

4 株式会社への移行に伴う手続き

Q1 商工中金が株式会社となるための手続きはどのように進められるのですか？

A1 民間出資者等に配慮し、より円滑に新体制へ移行するため、信用金庫が銀行になる場合等に活用される転換という手法を用いることとしております。転換計画は、来年度の総代会での承認を経た後、すべての民間出資者に通知され、公告されます。その後、債権者異議手続き、主務大臣による転換計画の認可、転換に反対する民間出資者への払戻等を経て平成20年10月1日に転換することとなります。

Q2 現在の商工中金の民間出資はどのように扱われますか？

A2 民間出資は株式となり、その取扱は以下の通りになります。

- (1) 転換時の扱い 民間出資者の「出資」は、転換計画に沿って、「株式」が割り当てられます。
- (2) 転換後の扱い 株主として会社法に基づく権利の行使が出来ます。
- (3) 株主資格 中小企業団体、株主である中小企業団体の構成員

Q3 株式会社となるときに何か必要となる手続きはありますか？

A3 取引の内容により以下のとおりとなります。

(1) 民間出資の方

転換計画の公告、概要の通知等の後、転換計画に従い、株式会社化時に出資口数に応じて新商工中金の株式が交付されます。なお、転換計画に反対される方は、公告日から20日以内に、書面により払戻を請求する必要があります。本請求を行った場合は、商工中金から脱退することとなります（新商工中金の株主とはなりません）。

(2) 商工中金から借入れをしている方

個々の契約について変更手続きは発生しません。ただし、借入れについて担保設定をしている場合は、担保権変更時等に商工中金の名称変更手続きが生じることがあります。なお、当該手続きに関する登録免許税は免除されます。

(3) 商工債の保有者、預金者の方

個々の契約について、変更手続きは発生しません。

（※引用：全国中小企業団体中央会）

施行規則に基づく決算関係書類の作成について

平成19年4月1日の改正組合法施行により、法律（施行規則）に基づく決算関係書類の作成が義務付けられました。

具体的には、法律に会計規則（勘定科目等）が明記されましたので、それにそって貸借対照表、損益計算書等々を作成して頂くことになります。

今回は法律施行後、最初に到来する決算期に記載が義務付けられる項目を中心に、その様式を掲載します。

【大きな改正点】

- ・『教育情報費用繰越金』が「負債」から「純資産」に移動。取り崩しは任意に行える。
- ・剰余金処分案については、「脱退者持分払戻額」が入らなくなることから、別途脱退者持分払戻計算書の作成が必要となる。

<貸借対照表様式例>（非出資商工組合を除く）

※ 部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

貸 借 対 照 表	
平成 年 月 日	
(一 資産の部)	(二 負債の部)
I 流動資産	I 流動負債
1 現金及び預金	1 支払手形
2 受取手形	2 買掛金
3 売掛金	3 未払金
4 貸付金	4 短期借入金
5 短期有価証券	5 転貸借入金
6 商品、製品、原材料等	6 預り金
7 前渡金	7 未払費用
8 前払費用	8 未払法人税等
9 未収収益	9 未払消費税等
10 繰延税金資産	10 前受金
11 その他の短期資産	11 仮受賦課金
12 貸倒引当金	12 前受収益
流動資産計	13 繰延税金負債
	14 その他の短期負債
	流動負債計
II 固定資産	II 固定負債
i 有形固定資産	1 長期借入金
1 建物及び建物付属設備	2 都道府県等借入金
2 構築物	3 組合員長期借入金
3 機械及び装置	4 長期未払金
4 自動車陸上運搬具	5 退職給与引当金
5 工具、器具及び備品	6 長期繰延税金負債
6 土地	固定負債計
7 建設仮勘定	
有形固定資産計	負債合計
ii 無形固定資産	
1 特許権	(三 純資産の部)
2 商標権	I 組合員資本
3 借地権	i 出資金
4 ソフトウェア	ii 未払出資金
5 電話加入権	出資金計
6 その他の無形固定資産	iii 資本剰余金
無形固定資産計	1 資本準備金
iii 外部出資その他の資産	(1) 加入金
1 差入保証金・敷金	(2) 増口金
2 外部出資金	資本準備金計
3 長期保有有価証券	2 その他資本剰余金
4 長期前払費用	(1) 出資金減少差益
5 長期繰延税金資産	iv 利益剰余金
6 貸倒引当金	1 利益準備金
7 その他の資産	2 その他利益剰余金
外部出資その他の資産計	(1) 教育情報費用繰越金
固定資産計	(2) 組合積立金
	①特別積立金
III 繰延資産	②○周年記念事業積立金
1 創立費	③役員退職給与積立金
2 施設負担金	組合積立金計
繰延資産計	(3) 当期末処分剰余金
	又は当期末処理損失金
資産合計	当期純利益金額又は当期純損失金額
	前期繰越剰余金
	又は前期繰越損失金
	利益剰余金計
	II 評価・換算差額等
	1 その他有価証券評価差額金
	2 その他評価・換算差額等
	(1) 脱退者持分払戻勘定
	評価・換算差額等計
	純資産合計
	負債及び純資産合計

(注) (1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。
減価償却累計額 ×××
減損損失累計額 ×××

(作成上の留意事項)

- (1) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。
個々の有形固定資産の取得価額 ×××
個々の有形固定資産の減価償却累計額 ×××
個々の有形固定資産の減損損失累計額 ×××
- (2) 未払出資金のない組合は、払出資金、未払出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。

<剰余金処分案様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 〇〇部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

剰余金処分案			
	自平成	年	月日
	至平成	年	月日
I 当期末処分剰余金			
1 当期純利益金額 (又は当期純損失金額)		××	
2 前期繰越剰余金 (又は前期繰越損失金)		××	
3 過年度税効果調整額	××		×××
II 組合積立金取崩額			
1 会館建設積立金取崩額		××	
2 特別積立金取崩額	××		×××
III 剰余金処分額			
1 利益準備金		××	
2 組合積立金 特別積立金	××		
○〇周年記念事業積立金	××		
役員退職給与積立金	××	××	
3 教育情報費用繰越金		××	
4 出資配当金		××	
5 利用分量配当金 共同購買事業配当金	××		
○〇事業配当金	××	××	×××
IV 次期繰越剰余金			
			×××

<損失処理案様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 〇〇部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

損失処理案			
	自平成	年	月日
	至平成	年	月日
I 当期末処理損失金			
1 当期純損失金額 (又は当期純利益金額)		××	
2 前期繰越損失金 (又は前期繰越剰余金)		××	×××
II 損失てん補取崩額			
1 組合積立金取崩額 特別積立金取崩額	××		
○〇周年記念事業積立金取崩額	××		
役員退職給与積立金取崩額	××	××	
2 利益準備金取崩額		××	
3 資本剰余金取崩額	××		×××
III 次期繰越損失金			
			××

<損益計算書様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 〇〇部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

損益計算書			
	自平成	年	月日
	至平成	年	月日
(三 事業費用の部)			
I 販売事業費用			
1 売上原価			
(1) 期首棚卸高	××		
(2) 当期仕入高	××		
(3) 期末棚卸高	△××	××	
2 販売費		××	
(1) 〇〇〇費	××		
(2) 〇〇〇費	××	××	
計		×××	
II 購買事業費用			
1 売上原価			
(1) 期首棚卸高	××		
(2) 当期仕入高	××		
(3) 期末棚卸高	△××	××	
2 購買費		××	
(1) 〇〇〇費	××		
(2) 〇〇〇費	××	××	
計		×××	
事業費用合計			×××
(四 一般管理費の部)			
III 一般管理費			
1 人件費			
(1) 役員給料	××		
(2) 職員給料	××		
(3) 福利厚生費 (法定福利費、厚生費)	××		
(4) 退職金、退職共済掛金	××		
(5) 退職給与引当金繰入	××		
(6) 退職給与引当金戻入	△××		
(7) 役員退職金	××		
(8) 役員退職給与積立金取崩	△××	×××	
2 業務費			
(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費	××		
(2) 旅費交通費、通信費	××		
(3) 会議費 (総会費、理事会費、部・委員会費、支部会議費)	××		
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、器具備品費	××		
(5) 賃貸料、支払家賃、支払保険料、水道光熱費、修繕費、車輛費、コンピュータ関係費	××		
(6) 支払手数料、関係団体負担金、交際費、雑費	××		
(7) 減価償却費、借家権償却	××	×××	
3 諸税負担金			
(1) 租税公課	××		
(2) 消費税等	××	×××	
4 その他管理費	××	××	
一般管理費合計			××××
事業利益金額又は事業損失金額			×××
(六 事業外費用の部)			
IV 事業外費用			
1 支払利息		××	
2 創立費償却		××	
事業外費用合計			×××
経常利益金額又は経常損失金額			×××
(八 特別損失の部)			
V 特別損失			
1 固定資産売却損		××	
2 減損損失		××	
3 その他特別損失		××	
特別損失合計			×××
税引前当期純利益金額 又は税引前当期純損失金額			×××
VI 税等			
1 法人税等		××	
2 法人税等調整額		××	
計		××	
当期純利益金額又は当期純損失金額			×××
(一 事業収益の部)			
I 販売事業収益			
1 売上高			
(1) 外部売上高		××	
(2) 組合員売上高		××	
(3) 受取手数料		××	××
2 その他販売収益		××	
(1) 広告宣伝収入		××	
(2) 受取出品料		××	××
計			×××
II 購買事業収益			
1 売上高			
(1) 組合員売上高		××	
(2) 外部売上高		××	
(3) 受取手数料		××	××
2 その他購買収益		××	
(1) 〇〇〇収入		××	
(2) 〇〇〇収入		××	××
計			×××
事業収益合計			×××
(二 賦課金等収入の部)			
III 賦課金等収入			
1 賦課金収入(平等割)			××
2 賦課金収入(差等割)			××
3 特別賦課金等収入			××
4 参加料収入			××
5 負担金収入			××
賦課金等収入合計			×××
(五 事業外収益の部)			
IV 事業外収益			
1 受取利息			××
2 受取外部出資配当金			××
3 為替差益			××
4 協賛金収入			××
5 加入手数料収入			××
6 事業経費補助金収入			××
7 過怠金収入			××
8 雑収入			××
事業外収益合計			×××
(七 特別利益の部)			
V 特別利益			
1 固定資産売却益			××
2 補助金収入			××
3 貸倒引当金戻入			××
4 未払法人税等戻入			××
5 前期損益修正益			××
6 特別積立金取崩			××
7 その他特別利益			××
特別利益合計			×××

平成18年度全国中央会中小企業活路開拓調査・ 実現化事業実施状況について

中小企業活路開拓調査・実現化事業とは、中小企業組合や公益法人などが経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について共同で行う事業に対して、支援を行うものです。

この事業において、平成18年度に実施した中小企業活路開拓調査・実現化事業のうち、調査研究、将来ビジョンの策定等、新たな活路を見出すために行う事業である「中小企業組合等活路開拓事業」と情報化の促進を図る情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムの開発及びこれらシステムの普及のために行う事業である「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」に取り組んだ団体及びその実施テーマをご紹介しますので、今後の組合活動のご参考までにお知らせいたします。

なお、両事業とも全国中小企業団体中央会 振興部（03-3523-4905）が実施しております。

(1) 中小企業組合等活路開拓事業【70組合（団体）】

都道府県名	団 体 名	実 施 テ ー マ
全 国	全日本板金工業組合連合会	金属屋根一体型の太陽光発電システム事業進出に関する調査研究
	全国家庭用品卸商業協同組合	ICタグを利用した在庫管理の実証・実験
	全国ビルリフォーム工事業協同組合	省エネルギー環境問題対応の外壁剥落防止改修工法
	全国手すき和紙連合会	和紙の機能・特性のデータ化と和紙の改造、潜在ニーズの発掘による用途の拡大のためのビジョン作成
	全国シロセツ加工業協同組合	スーツやジャケットの襟ラベル部分のシロセツ加工装置の調査研究
	建設コンサルタンツ協同組合	中小企業コンサルタンツ業の実態把握と組合活動のあり方
	社団法人建設産業専門団体連合会	建設業界における取引慣行の是正等に関する調査研究事業
	社団法人日本衣料縫製品協会	ユニフォーム業界のRFID活用に関する標準仕様案の策定とその普及対応
	社団法人日本サインデザイン協会	音サイン導入支援のガイドマニュアル作成調査研究事業
	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	音楽配信の市場動向を踏まえたパッケージビジネス活性化促進事業
	協同組合日本俳優連合	吹き替え技術・技能の継承と後継者育成事業及び新規開拓事業
	有限責任中間法人ELVリサイクル機構	自動車解体業界における自動車リサイクル法施行に伴う経営環境の変化に対応するための調査研究
	日本樹脂施工協同組合	透明塗膜による既存タイル等の外壁剥落防止工法の確立
	協同組合日本陶芸チェーン	提案型業務カタログによる組合員へのリテールサポート戦略
	日本ジャガード刺繍工業組合	防災・福祉における刺繍業新分野開拓への調査研究

都道府県名	団 体 名	実 施 テ ー マ
全 国	日本石材産業協会	石材の採石及び加工・施行の技術・伝統的技能の研究・継承と石材業界後継者への育成事業
	美容協同組合日本ヘアデザイン協会	組合創作ニューヘアモードを取り込んだ技術・デザインのPR・求評事業
	日本自動車ガラス販売施工事業協同組合	経営環境の変化に対する体質改革を目的とした「自動車ガラス施工国際基準」の策定
	セールスレップ協同組合	セールスレップの健全な育成を図る、レップ商材取扱い統一基準の作成と成果普及事業
	企業組合東京セールスレップ	地場産地活性化のためのセールスレップ・ポータルサイト『いいもの市場』構築に関する調査研究
北 海 道	函館湯の川温泉旅館協同組合	地域の歴史と魅力の再発見から始める「湯の川温泉街のソフト化戦略」について
	オホーツク産業開発協同組合	抗酸化機能性物質を活かした食品調味液の調査・研究
	産業クラスター研究会「オホーツク」	産業用大麻（ヘンプ）を活用した製品の事業化可能性調査研究
青 森	協同組合青森総合卸センター	効率的な除排雪システムの構築による雪処理費の削減のための調査研究と、雪に強いまちづくりに向けたビジョンの作成
岩 手	岩手県総合建設業協同組合	液体セラミックPNCによるコンクリート構造物の改修に関する調査研究
秋 田	協同組合米内沢ショッピングモール	共同店舗リニューアルに向けた調査研究～地域に根ざした愛される共同店舗づくり～
山 形	米沢繊維協同組合連合会	「米沢織」ブランドの確立
	協同組合山形給食センター	新たな事業分野への進出～学校給食配供給システム開発の調査研究～
	山形県印刷工業組合	印刷業におけるニュービジネスモデル・ビジョンの作成
福 島	只見木材加工協同組合	木材加工事業者による同業種組合から異業種による広域的な事業所との連携による、森林総合活用事業への事業転換を図るためのビジョン実現化調査事業
埼 玉	いろは商店会青年部	いろは商店会及び地域活性化のためWebモール構築に関する調査研究
神 奈 川	協同組合小糸工業協力会	共同輸送によるコスト削減及び顧客サービスの向上と、トラックの積載率向上及び運行効率化による環境負荷の少ない物流システム構築
新 潟	新潟市ハイテクポート協同組合	異業種団地のリサイクル事業推進のための事業化研究事業
	加茂筆筒協同組合	現代のライフスタイルの変化に伴う筆筒業界のマーケティングについての調査研究
静 岡	静岡県中部生コンクリート協同組合	生コン輸送の効率化を図る共同配車に関する調査研究
	静岡牛乳協同組合	海洋深層水を活用した乳飲料の開発及び販路の開拓
	藤枝建築事業協同組合	組合規格住宅のブランド化の研究
	企業組合動物の森	ペット墓地公園の建設と新たなサービスの提供の研究
	協同組合焼津共同冷蔵	水産関連団体の機能の共同化と連携の可能性及び焼津港周辺の集客拠点作りの調査・研究

都道府県名	団体名	実施テーマ
静岡県	エコウッド景観協同組合	アクアシステムウッドの開発による新市場開拓～景観配慮の親水性土木資材・水路等の開発～
	朝霧ヨーグル豚販売協同組合	朝霧ヨーグル豚とその副産物利用商品の開発、ブランドの浸透、販路開拓による未利用資源の商品化と廃棄物の削減
	ファインネット協同組合	静岡県内市場調査事業への進出における調査
愛知県	愛知県クリーニング生活衛生同業組合	クリーニングトラブル防止に関する調査研究
	愛知県製粉工業協同組合	経営環境の変化に伴う中小製粉企業の原料取得連携強化事業
岐阜県	協同組合エヌシーリンク	最近のカード事業における販売及び管理システムに関する調査研究とビジョンの作成
三重県	国際技術支援協同組合	協同組合が主導した中小製造業の連携（ユニット）による海外進出
石川県	協同組合金沢問屋センター	地域卸売業の販売先顧客支援策の展開に関する推進方策の作成～地域卸売業生き残りに向けた店頭需要創造の実現化～
	小松協栄瓦企業組合	北陸地区初となる洋風形状瓦の新商品開発に関する調査研究と試作
福井県	協同組合福井ショッピングモール	商業環境の変化に対応力のある共同店舗となるための、長期繁栄システムの構築
京都府	協同組合京都府金属プレス工業会	金属プレス作業の生産工程における技能継承及び後継者育成、金属プレス企業における環境マネジメントシステムの構築及び省エネルギーの推進
奈良県	奈良県製薬協同組合	組合開発配置医薬品（滋養強壮剤）の全国展開に係る一般消費者並びに医薬品小売店へのモニター調査及び販売戦略の研究について
大阪府	共進情報事業協同組合	異業種団体における後継者育成への取り組みに関する調査研究
	協同組合エイケイアール食品小売共栄会	中小食品小売スーパー消費者動向の把握と効率的販売促進、地域密着型食品スーパー経営の研究
	防食樹脂ライニング事業協同組合	F R P ライニング層の劣化度を調査する装置の研究開発
兵庫県	兵庫県紙器段ボール箱工業組合	紙器及び段ボール箱に I C タグを貼り付ける機械の開発及びリサイクル対応型 I C タグの開発に関する調査研究
岡山県	メディエリアサポート企業組合	当社オリジナル研究開発の筋電計をベースにした『筋電図 F F T 周波数解析システム』の無線化のための調査及び開発事業
広島県	協同組合環境改善推進センター	新たな施工技術の市場調査と新分野進出に向けたビジョン作成
	協同組合テコフォーム広島	廃プラスチックを活用したりサイクル可能な環境適応型多機能ボードの開発及び新市場開拓
	ガイア協同組合	環境保全型の特殊空間緑化システムの新製品開発及び新市場開拓

都道府県名	団体名	実施テーマ
山口	長門市仙崎蒲鉾組合	仙崎焼きぬき蒲鉾ブランドの本格的な確立と新たな販路開拓の実現に向けて
	星プラザテナント会	時間消費に対応した専門的なニーズに応える広域型SCの実現に向けて
徳島	協同組合沖洲総合水産市場	中州総合水産市場活性化についての調査・研究・ビジョン作成事業
高知	宿毛地区建設協会	激変する市場環境に対応する建設業事業モデルの構築
	四万十市商業協同組合	競合店対策及び差別化に向けた調査・研究事業
佐賀	J 倶楽部	J A P A Nスタイルインテリアの開発と販路開拓
	炭化利用グループ カーボンパワー	木質系廃棄物を利用した高度な炭堆肥の開発に向けた調査研究
	ARITALIA～有田産地活性化グループ～	業務用食器のブランドARITALIAの商品開発と市場化
	明治伊万里復刻製品開発グループ	有田焼の明治伊万里復刻製品の開発と販路開拓
熊本	熊本市再生資源協同組合	機密文書の処分受託業務システムの構築
沖縄	沖縄県生コン産業協同組合連合会	経営環境の変化に対する体質改革を目的とした、「生コン産業の戦略的経営ビジョン」作成のための調査研究

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業【32 組合（団体）】

都道府県名	団体名	実施テーマ
全国	日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会	携帯端末を利用した輸送情報即時提供システムの構築
	日本書店商業組合連合会	組合が公共、学校図書館に書籍を納入するための選書、受発注、装備システムの開発と普及
	社団法人日本インテリアファブリックス協会	インテリアファブリックス業界の製造業一ブランドメーカー（卸）間の業界標準的な EDI システムの開発
	日本室内装飾事業協同組合連合会	「室内装飾事業関係者のための業務支援ナレッジ・データベース」作成と運用
	社団法人日本グラフィックサービス工業会	既設・組合情報ネットワークシステムへの高度人材育成調達機能の付加搭載による組合情報ネットワークの高度化実現事業
	社団法人日本中古自動車販売協会連合会	流通中古車の情報データベース構築と、その情報を加工した加盟ショップへの情報発行システム開発と普及
	日本税理士協同組合連合会	組合員の利便性の向上のためのインターネットを利用した図書等の販売・斡旋システムの構築
	服飾加工業共同事業推進コンソーシアム	ファッション関連服飾加工企業／個人事業者の共同受注等共同事業推進システムの構築
	中間法人全日本文具事務用品団体総連合	顧客直送納品連携システムとパソコン POS レジの連携システム構築
	ねじ企業間情報処理研究会	ASP による鋸螺標準業務用アプリケーションシステムの開発（第三期）
全国染色連合会	手描友禅による試着シミュレーションを用いた新事業システムの開発	

都道府県名	団 体 名	実 施 テ ー マ
宮 城	宮城仙台青果商業協同組合	購買管理システム構築による組合業務の効率化、及び対組合員支援機能の強化
	東北水産流通システム事業協同組合	組合員連携による卸売市場主導型生鮮食品 EDI システム（マリンハーモニーネット）の構築
	協業組合古川三本木クリーンセンター	収集業務管理システムの開発と、データ分析による効率的な業務体制の確立
東 京	東日本基礎工業協同組合	インターネットを利用した基礎杭施工工程管理システムの開発と普及
新 潟	地盤保証協同組合	紙媒体の蓄積情報（地盤調査データ等）の電子化と Web 上で組合員に公開可能なグループウェアの構築
長 野	飯山自動車協業組合	車検情報共有ネットワークシステムの構築
山 梨	山梨県歯科医師協同組合	組合員の事務効率化のための、医療保険業務管理システムの開発と普及
愛 知	愛知県鍍金工業組合	組合員用グループウェアを核にした発注企業とのマッチングシステムの構築
富 山	協同組合福光商業会	個人情報保護等セキュリティ機能及びサービス機能を向上させた地域利用型カードシステムの構築
石 川	石川県保険薬局協同組合	組合員の医薬品備蓄の最適アイテムかつ最適在庫化を促進するための「医薬品安全管理情報ネットワークシステム」の開発
	石川県映像事業協同組合	プロダクションの映像素材管理及び販売連携システム
京 都	京都カテイ協業組合	商品受発注、物流業務及び付帯事務作業等効率化と情報共有、メーカー・卸・小売の EDI 化の対応のためのシステム開発
	西新道錦会商店街振興組合	商店街活性化のため、近隣施設や近隣住民と触れ合う機会を劇的に増やすことを可能とする IC カードシステムにおける新機能開発と普及
大 阪	協同組合カラコロチェーン	全組合員店舗単品管理システムと組合員、本部による分析機能の構築及び組合業務の合理化
	協同組合大阪食料品販売ネットワーク	生鮮食品の産直共同仕入れのための Web システムの補完システムと組合本部事務処理情報システムの開発
徳 島	富士製紙企業組合	和紙の製造技術・技能の伝承を考慮した計装化による多品種小ロット生産システムの構築
	協業組合共生	「生コン出荷・販売管理ネットワークシステム」の導入と普及
香 川	高松市駐車場協同組合	組合員の業務効率化を可能とする共同駐車券精算・管理システムの開発
愛 媛	宇和島市管工事協同組合	組合員の申請業務の省力化実現のためにする申請図面作成システムの開発
	松山中央青果商業協同組合	組合員業務の効率化実現のための共同精算事業及び共同購買事業における買上情報管理システムの開発
佐 賀	佐賀県建設総合コンサルタント協同組合	組合員のための地図とリンクした電子納品管理システムの開発

製造事業所の皆様へ ～平成 19 年工業統計調査にご協力ください～

経済産業省では、工業統計調査を平成 19 年 12 月 31 日現在で行うことになっております。

この統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査するものです。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されております。

調査の実施に当たりましては、本年 12 月から来年 1 月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

なお、本年の調査より調査項目の一部が改正されておりますので、調査表の記入にあたってはご注意ください。

「石川県最低賃金の改正のお知らせ」 時間額 662 円

石川労働局では石川地方最低賃金審議会から答申を受け、平成 19 年 10 月 21 日から石川県最低賃金を時間額 10 円引き上げて 662 円に改正しました。

この石川県最低賃金は、パート・臨時・アルバイト等職種、雇用形態を問わず、また年齢・性別に関係なく石川県内で働くすべての労働者に適用されますので、使用者はこれ以下の賃金で労働者を使用することはできません。

詳細は石川労働局（電話 (076)265-4425）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、業種によっては、これより高い産業別最低賃金が適用されますので、ご注意ください。

また、石川労働局のホームページ <http://www.roudou.go.jp> もご覧ください。

パソコン実務研修会開催

平成19年8月1日（水）～10月12日（金）まで石川県IT総合人材育成センターにおいて、平成19年度パソコン実務研修会を開催いたしました。

今年度は、全28講座のカリキュラムで開催され、延べ420名の方にご参加いただきました。参加された方からは、「今後も継続を」、「更に深い知識習得のための追加講座を」、「時間に余裕をもたせたスケジュールを」等多数のご意見をいただきました。

皆様から寄せられましたご意見を基に、より良い研修となるように努めて参りますので、来年度も多数のご参加をお待ちしております。



メンタルヘルス対策体制整備等に関する研修会開催

平成19年8月21日（火）、平成19年9月21日（金）にメンタルヘルス対策体制整備等に関する研修会が石川県地場産業振興センター新館4階第10研修室において開催されました。

8月21日（火）は、講師に独立行政法人労働者健康福祉機構石川産業保健推進センター長 小山善子氏をお招きし、「メンタルヘルス対策に係る研修会」と題しご講演頂き、9月21日（金）は、金沢大学医学部保健学科教授 城戸照彦様をお招きし、「長時間労働者への面接指導制度に係る研修会」と題しご講演頂きました。



うつ病や過労死の増加など、近年特に問題化しているメンタルヘルスについての説明に参加者も関心が高く熱心に聴講していました。

能登半島地震復興チャリティゴルフ大会開催 《第22回組合交流ゴルフ大会》

爽やかな秋晴れのもと、10月4日（木）に志賀町の能登ゴルフ倶楽部において今回で22回目となる恒例の組合交流ゴルフ大会が能登半島地震の復興支援に対するチャリティを目的として開催され、多数の参加者のもと大盛況のうち終了しました。

チャリティは、大会参加費の一部と各ショートホールにおいてチャリティゲームを設けて行われ、合わせて124,010円が集まりました。これに中央会地震義援金の一部を合わせた総額20万円を義援金として新聞社を通じ、被災地に届けました。

なお、大会の主な成績は次の通りです。

〈大会結果〉

優 勝	沖野 幸一（石川県青鮮食料輸送協同組合）
準優勝	岩下 徳義（石川県ビルメンテナンス協同組合）
第3位	岡本 宏（金沢建設業協同組合）
第4位	鶴山 庄市（金沢建設業協同組合）
第5位	辻 巖（石川県中古自動車販売商工組合）
ベストグロス賞	沖野 幸一（石川県青鮮食料輸送協同組合）
ブービー賞	安本 正幸（石川県歯車工業協同組合）



左から第3位の岡本氏、優勝の沖野氏、準優勝の岩下氏



懇親パーティの様子

青年中央会会員交流ゴルフ大会開催

平成19年9月15日(土)、金沢カントリー倶楽部において、青年中央会会員交流ゴルフ大会が開催されました。

当日は、総勢14人が参加し、爽やかで気持ちのよい快晴のもと、プレーを存分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気藹々とした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、会員相互の交流を深めました。

- 優勝 鴻野 洋行 (写真正面)
石川県プレス工業協同組合ジュニアクラブ
- 準優勝 桜田 剛 (写真左)
石川県電気工事工業組合青年部
- 第3位 竹田 悟 (写真右)
北陸鉄工協同組合青年部
- ベストグロス
辻 孝一 (西42 東42 TOTAL 84)
金沢市青果食品商業協同組合青年部



左から準優勝の桜田氏、優勝の鴻野氏、第3位の竹田氏

青年経営者講習会開催

平成19年10月2日(火)に金沢市異業種研修会館において、平成19年度青年経営者講習会が開催されました。

当日は、講師に株式会社ノウハウバンク代表取締役の三科公孝氏をお招きし、「伸びる企業に生まれ変わる～変身商法～」と題して講演頂きました。

三科氏は、自社の売上を伸ばすためには短所も含めた他にない強みを活かすことが大切であると述べ、参加者は要点をメモするなど熱心に聴講していました。



三科公孝氏



講習会の様子

全国レディース中央会創立総会並びに 平成 19 年度レディース中央会全国フォーラム in 宮城 開催される

全国中小企業団体中央会と宮城県中小企業団体中央会主催、みやぎレディース中央会共催による全国レディース中央会創立総会並びに平成 19 年度レディース中央会全国フォーラム in 宮城が、去る平成 19 年 11 月 13 日（火）に全国の女性経営者等約 350 名の参加のもと、宮城県仙台市の「江陽グランドホテル」において開催されました。

昨年度石川県において開催されました「レディース中央会全国フォーラム in 石川」の席上にて、中央会女性部の全国組織を創立し、女性経営者による活動の輪を拡大し、地域中小企業と組合の発展を目指すことが重要課題であるという総意が諮られ、今回の「全国レディース中央会」創立の運びとなりました。

式典は、市川隆治全国中小企業団体中央会専務理事より来賓として祝辞を頂きました。議案審議として、第 1 号議案会則及び規約の制定の件、第 2 号議案平成 19 年度事業計画決定の件、第 3 号議案平成 19 年度収支予算決定の件、第 4 号議案会費の額及びその徴収方法決定の件、第 5 号議案役員選出の件と全て原案通り可決承認されました。なお、会長には平賀ノブみやぎレディース中央会会長が就任し、各県レディース中央会会長の中から副会長 3 名、理事 4 名、監事 2 名にそれぞれ就任されました。

引き続き、創立記念式典として「レディース中央会全国フォーラム in 宮城」が開催され、佐伯昭雄全国中小企業団体中央会会長が主催者を代表して挨拶を行った。記念講演として「組合女性部に期待する」と題し、百瀬恵夫明治大学名誉教授（経済学博士）より、女性の感性やイメージが企業をオンリーワンの企業に育てる。企業の社会的責任を推奨する最高のパートナーになってほしいとまとめた。事例講演として「地域の発展と組合女性部の役割～3Cのチカラ～」と題し、三輪宏子株式会社 FMS 総合研究所代表取締役より「コモンセンス（良識）」「コミュニケーション（相互理解）」「コラボレーション（協働）」の 3C について説明がありました。

フォーラム終了後、佐伯昭雄全国中小企業団体中央会会長が主催者を代表して開会挨拶を行い、平賀ノブみやぎレディース中央会会長が歓迎の挨拶を行った。村井宮城県知事、梅原仙台市長が祝辞を述べた。交流懇親会は和やかな雰囲気の中で行われ、参加者同士が交流を深めました。

なお、次回開催県は岐阜県と決定しており、加藤智子岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブ会長はじめ岐阜県からの参加者が PR を行い、全日程を終了した。



事務局協議会視察研修開催



横河電機株式会社・金沢事業所前にて

横河電機株式会社・金沢事業所（金沢テクノパーク）

ライフサイエンス事業部の戦略拠点に位置づけ、世界最先端の医療研究基地を目指し、大学との共同研究、企業内セキュリティ設備には目を見張るものがありました。

株式会社スギヨ・北陸工場（七尾市西三階町）

モノづくりへの深い愛情とあくなき探求がスギヨの基本姿勢で、昭和49年に業界を激震させる『かにあし』を発表。平成8年ハサップを取得し、米国に工場を開設、日本の食品産業を世界的レベルに発展させるため研究開発しています。

石川サンケン株式会社本社及び堀松工場（羽咋郡志賀町梨谷小山）

半導体製造の後工程にあたるアッセンブリと液晶パネルバックライト用光源冷陰極蛍光管の製造が主力であり、県内5工場は製造品目毎の独立生産ラインを有し、各拠点がそれぞれ特化したスキルを蓄積、技術ノウハウを本社が集約することによってグループとしての統合力をより強固にしています。また、外国人研修生をインドネシア・中国から72名受け入れています。

富来町商業近代化協同組合・アスク（羽咋郡志賀町富来領家町）

平成7年10月、高度化事業による共同店舗としてアスクをオープンし、開業までの経緯・現在の状況・今後の方針等についてお聞きしました。

今回の視察にご協力いただきました視察先企業等の皆様やご参加いただきました会員各位には、本当にありがとうございました。

心から厚く御礼申し上げます。



株式会社ナウにて



株式会社スギヨにて

県内の情報連絡員報告

本会は中小企業における情報を収集し、これをもって中小企業施策への反映に努める為、各業界の 58 名をもって構成される中小企業団体情報連絡員を設置しております。
その情報連絡員の方々から報告された、業況等をお知らせいたします。

■ 10月

- 10月のDI値は、前月と比べ全9項目中6項目（「売上高」、「在庫数量」、「取引条件」、「収益状況」、「雇用人員」、「業界の景況」）で悪化している。しかしながら、「販売価格」の上昇が見られるのは、燃料小売業が押し上げているものと思われる。
- 昨今の原油・原材料価格の高騰による影響は、多くの業種に及んでおり、経営圧迫要因の一つとなっている。中には、原材料の高騰分を発注者と受注者の双方で折半するなど、取引条件を改善する取り組みも見られる。
- 住宅関連産業においては、建築確認審査が厳しくなったことなどに伴う住宅着工数の落ち込みが影響し、苦戦している模様である。
- 食料品製造業等においては、食品表示偽装問題が今後、業界の景況に影響を及ぼすであろうと見ており、注意喚起はもちろんコンプライアンス（法令順守）を徹底していかなければならないとしている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	先月の醤油出荷量は、前年同月に比べてかなりの減少となっている。諸原材料の高騰によって、コストアップしているものの、製品への価格転嫁が難しく、経営を圧迫してきている。
		パン・菓子製造業 （主にパン）	原材料の値上がりは企業努力の限界にあり、定価の改定の時期にあるかと思われる。
		パン・菓子製造業 （主に菓子）	10月はイベント等が多いため注文はあったが、観光土産の売上は減少している。景気はまだ回復していない。
	繊維・同製品	織物業 （小松方面）	絹分野では需要期に入り荷動きは見られるが、前年同期と比較するとさらに厳しさが増している。合繊分野では中近東向けの差別化織物、スポーツ素材で堅調な動きが見られる。
		その他の織物業 （織マークの生産・加工）	10月は昨年と比べて売上は20%落ち込んだ。昨年の暖冬の余波と猛暑の影響により、業界全体の売上の落ち込みが依然として回復しないまま厳しい局面を迎えている。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業 （能登方面）	桧土台材の価格が上昇している。杉、桧とも価格の上昇のためか入荷は順調である。
		製材業、木製品製造業 （加賀方面）	10月度は、需要の減少が更に進んでいる。加えて価格の安定がまだ遠く、年内に関しては価格及び需要の両面で苦労しそうである。
	窯業・土石製品	生コンクリート 製造業	県内の生コンクリートの出荷量は前年同月に比べ105.9%とプラス出荷となった。地区状況では、金沢地区がマイナス出荷となったものの、他の地域は全てプラスであった。金沢地区のマイナスの要因は、建築基準法改正等の余波を受けていることが考えられる。
		粘土かわら製造業	他県においては、瓦価格を値上げするところが見られるようになってきた。
		陶磁器・同関連製品 製造業	第100回九谷茶碗まつり開催に向けての組織体制もほぼ固まった。11月は中旬から名古屋への出展や東京への出展を予定しており、その準備を進めているところである。
		砕石製造業	10月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比で生コン向け出荷量が3.2%減、合材用アスファルト向け出荷量が24.3%増となり、全出荷量では0.1%減と横ばい状況となった。
	鉄鋼・金属	鉄素形材製造業 （銑鉄鑄物の製造）	業況は、企業格差はあるものの比較的安定に推移している。しかし、鑄造用諸資材等の値上がりが経営を圧迫しており、経営改善の見直しに迫られてきている。
		鉄素形材製造業 （銑鉄鑄物の製造・修理）	景気は順調に推移しているものと思われるが、原油高騰等の不安材料も生じている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	鉄鋼・金属	機械器具の生産	地元の大手企業の好調な海外需要による増産体制や自動車・機械関連メーカーの拡大基調に支えられて、当組合の関連企業では、工場の増設や設備投資を行っており高水準の生産活動が続いている。一方で、原材料の調達コストや原油の高騰並びに海外経済・市場の動向による影響が懸念され、中小企業の生産現場において人手不足の問題が出ており、雇用形態が多様化している。
		一般機械器具製造業	鍍金関係、プラスチック成形関係、塗装関係が伸びないためか活気が感じられない。
	一般機器	機械金属、 機械器具の製造	相変わらず高い水準での安定した操業が続いている。納期に追われての長時間残業や休日出勤もあまり見受けられない。その他として、この先の増産対応への準備として人の確保や設備の補充を計画しているところが見受けられる。
		プレス、工作機械	中国の企業からの受注が大幅に増加してきた。日本製品が見直されてきた影響によるものと思われる。その他として大型工作機械業界は10%増加で推移している。
		機械器具及び 其他金属製品の製造	四輪関係の部品受注単価において、某社は材料の高騰分対策として約50%は発注側負担、残りの50%は受注側負担の対応をしてもらえることになった。その他として、アメリカの高級二輪車部品が、サブプライムローンの影響で極端に受注が減った。
		繊維機械製造業	繊維機械、建設機械、工作機械のいずれも好調な生産が続いており、これからも安定した高水準の生産が見込まれている。組合員の設備投資は更新・増設とも一段落したが、仕事量はしっかりと確保できているようである。
	その他の製造業	漆器製造業 (加賀方面)	能登半島地震の影響による産地内での小売り販売額については引き続き減少傾向にあるが、カタログ販売を含む卸出荷額は回復傾向を見せてきており、11～12月の漆器のシーズン需要に期待する。ただ近代漆器の原材料となる石油製品の値上げが続いており今後の懸念材料となっている。
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	石油の高騰からか、原料(合繊糸)の値段が高くなり、採算的に厳しくなっている。
		農畜産物・ 水産物卸売業	売上高は依然として減少し続けている。いつ下げ止まりになるのかもわからない状況である。組合員企業の廃業が出るなど業界の先行きは暗い。
		一般機械器具卸売業	9月、10月は苦戦が続いている。住宅着工の凋落が響いている。オール電化の採用率は、ほとんどの新築持家で指向されているが着工数の落ち込みはカバー出来ていない。それに加え受注単価も一層下落状況にあり、身動きが出来ない状況である。
	小売業	百貨店・総合スーパー	10月の売上は前年に比べて95.8%と前年を下回った。全体としては前年割れが通常化している店舗と微増又は横ばいを維持している店舗の差が各業種に目立ち始めている。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	10月は中旬まで気温が平均より高く、低調であったが漸く下旬に入って例年の気温に戻り、次第に冬物商品が動き始めた。ただ依然として売上確保が厳しく対前年比97%に留まった。
		鮮魚小売業	秋色が濃くなり、朝の寒さも増していよいよ魚の季節が到来し、売上増加に期待できる。ただ、入荷量によって値段が変化するので、そのことが不安材料である。
		米穀類小売業	10月に入り全国で食品偽造問題が発生し、消費者不安を招いている。食糧自給率39%の日本で今以上に外国産の食品が輸入されたら安心できる食品を如何にして選択出切るかが今後の大きな不安であり、安心がどれだけ保証出来るかが課題であると感じる。
	機械器具小売業	先月の地域店の伸びは、95%にダウンした。大手メーカー系列店の合同展示即売会が11月にずれ込んだ事による、液晶・PDPテレビの落ち込みと、売価ダウンが続いており全体の売上金額伸び率を大幅ダウンさせた。一方、ルームエアコン、冷蔵庫等の白物家電品は好調で、全体の売り上げ伸びダウンを95%にとどめた。11月各社合展開催による回復に期待がかかる。	
	燃料小売業	11月の大幅値上げにより第二次オイルショック以来の高値が予想される。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	小売業	他に分類されない その他の小売業 (土産物)	10月前半の三連休は、観光客数、売上ともに前年を上回った。その他として土、日、祝日は順調であるが、平日はお客様が少ない。
		近江町市場	旅行者が目立つ。11月のカニの解禁に期待している。
	商店街	尾張町商店街	「こだわりの商い」姿勢に対して、こだわりの買い方と書く格好よいのですが、売る側に対して買う側の無茶苦茶な論理が近年多くなって来ました。ネットの価格ドットコムの特価価格と同じになってないのが気にいらぬとか、とんでもない修理物を持ってきてすぐ直せないのが分からないとか、その費用がサービスにならないのが分からないとか。文句をつけるのが当然であって、こちら側の商品に対する真摯な姿勢が読み取れないことが残念なのです。とはいえ、そこが商売の原点なのであり、分かってもらえるお客様に納得の行く商売をするよう心掛けるのが私たちの道と信じておりますが、....。
		片町商店街	秋の販促活動を強化し、近隣の商店街と連携して合同イベント等を開催した。土、日の客足は増えても売上高は前年に比べて減少している。
		竪町商店街	当組合だけでなく、中心街の集客の状況があまり良くない。金沢市近辺の大規模な商業施設が人口に対して異常に増え続けている現状がこのような問題を作っている。
	サービス業	旅館、ホテル (金沢方面)	前年同月に比べ、宿泊客は減少しているものの、若干好転の兆しが見えてきた。しかしながら、石油製品等の高騰により仕入等に影響が予想され危惧している。また個人消費への影響も大変心配である。
		旅館、ホテル (加賀方面)	3月と7月の地震による影響がまだ継続されており、いつごろから回復するのか心配である。 旅行者は団体から個人へのシフトが更に進んでいる。その他として、原油高騰に連鎖して諸物価の相次ぐ上昇が見られ、中小零細企業の旅館経営を圧迫している。また、個人生活も同様に先行きの不安が増し旅行どころではない。
		旅館、ホテル (能登方面)	前年同月に比べ売上高が86%と隔月ごとに上下がある。この状況が続く限り回復基調とは思えない。その他として震災による風評被害はまだ続いている。
		自動車整備業	継続検査実績車両数は、前年同月比8.2%増、前月比10.8%増となった。新規検査状況は、前年同月比6.6%減、前月比17.6%減となった。
	建設業	一般土木建築工事業	石油価格の高騰は建設資材などの仕入単価の上昇に影響している一方、建物などの販売価格は低下・上昇難となっており厳しい状況が続いている。その他として、公共工事の発注数の減少、大規模工事の激減に加え、低入札のダンピングと思われる受注が相次いでおり、採算のとれる工事が極端に少なくなっている。
		板金・金物工事業	売上高については地域差があるものの、全体として減少傾向が見られる。その他として他県から低価格住宅の進出があり、地元業者の受注が低下しているとともに、建築板金については近県から安価な大型工事が参入している。
		室内装飾工事業	原材料の上昇による内装材の値上がりを価格転嫁出来ないため、将来の採算悪化を懸念している。
		管工事業	前年同月に比べ、ガス供給工事件数、給水装置工事件数ともに減少した。また、水道配管材料単価も値上げされた。今後、価格の安定が望まれる。
	運輸業	一般貨物自動車 運送業	運送業界では6割の事業者が荷主と価格転嫁の交渉を行っているが、その内4割の荷主が転嫁出来ているが、その他は全く出来ない。
			10月の取引高は前月比約5%プラスとなったが、前年同月に比べると約6%減少しており景況感は依然として悪い。その他として軽油価格は再び上昇に転じ、まだ上限が見えない様相で、しかも再度の運賃交渉を躊躇しており、収益状況の悪化が加速している。

新刊書籍『中小企業等協同組会计基準』（改訂版）発行のご案内 全国中小企業団体中央会 編

平成 19 年改訂に対応！ 中小企業等協同組会计処理の必携書

- 特色 1** リース会計、減損会計、会社法、会社計算規則に対応した組会计基準の解説書
- 特色 2** 平成 19 年 4 月改正の中小企業等協同組合法施行規則に対応し、勘定科目、財務諸表の各様式、事業報告書様式を中心に改訂
- 特色 3** 省令では規定されていない組合特有の会計処理について配慮するとともに、組合運営の円滑化の観点から各種指針となるべき事項について解説
- 特色 4** 業務監査権限の付与をはじめとする監事の権限強化に配慮し、内部監査の円滑な実施に当たっての着眼点について解説

本書の主な内容

第 1 章 総論	第 3 章 事業報告書と決算関係書類	第 5 章 個別会計基準	第 7 章 監査制度	単行本・B5判・210ページ 定価2,100円(税込)(送料340円)
第 2 章 勘定科目	第 4 章 事業計画と予算関係書類	第 6 章 管理会計		

※購入等についてのお問合せは、本会総務課（電話：076 - 267 - 7711）までご連絡下さい。

※お申込みの方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、本会まで FAX にてお申込み下さい。

_____ 書籍申込書（切り取らずにそのままご利用下さい） _____

FAX 番号 076 - 267 - 7720

組 合 名	担当者名	電話番号	FAX 番号

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談下さい。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

***連絡先 TEL 076-267-7711**

《日 程》

開 催 日	時 間	内 容	専門相談員
12月12日(水)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭衛
1月17日(木)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁護士 久保 雅史

《場 所》

金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室